

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知及び予防並びに
相談窓口等の設置を求める意見書

誰もが日常の活動中に受傷する可能性がある脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、通常は生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性がある。

その症状は複雑かつ多彩であり、発症時期も損傷後すぐから数カ月後までとさまざまである。さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなり、死に至る場合もある。

これまで、文部科学省から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」などが出されているが、教育現場や家庭では正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ることから、うつ状態に陥るケースや、罹患年齢が低年齢の場合は発達障害とみなされ見過ごされるケースがある。また、事故の初動調査が遅れることにより、介護・医療・補償問題が後手に回る状況も生じている。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

- 1 各学校などの教師、保健師、スポーツコーチ、救急救命士及び救急隊員に＜PocketScat2＞の携帯を義務づけ、併せて、軽度外傷性脳損傷の発症が推測される事故、事案が発生した場合は、症状を客観的に観察して判断を下すとともに、家庭に報告して経過観察を促すことを義務づけること。
 - 2 脳しんとうが疑われる場合は、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CTやMRIだけでなく神経学的検査の受診も義務づけるとともに、＜Scat3（12歳以下の場合はChildScat3）＞を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。
 - 3 各自治体の医療相談窓口等に脳しんとうについて相談対応できる職員を配置するとともに、脳しんとうに関する啓発、周知、予防を図ること。
 - 4 保育園・幼稚園及び学校内で重篤な事案が発生した場合は、第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び情報開示を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／厚生労働大臣／文部科学大臣